

平成29年度 第1回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	平成29年度 第1回岸和田市障害者施策推進協議会
日時	平成29年7月13日（木）午前10時から12時
場所	岸和田市役所 新館4階 第2委員会室
出席委員	松端委員、大谷委員、寺田委員、岡本委員、岩佐委員、岸上委員、上野委員、原委員、松崎委員、松藤委員、今口委員、高田委員、西村委員、叶原委員、竹原委員、谷委員、福井委員 以上17名
欠席委員	泉本委員、浦川委員、根来委員 以上3名
事務局	春木福祉部長、西河障害者支援課長、庄司参事、野村主幹、井原サービス担当長、田中障害福祉担当長、鹿谷相談担当主幹、石飛福祉医療担当長、櫻井子育て支援課主幹
傍聴人数	1名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付について 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4期障害福祉計画の状況について (2) 第5期障害福祉計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画について ② 計画策定スケジュール ③ アンケート（案） (3) 地域生活支援拠点について (4) その他 6 閉会
配布資料	資料1 第4期岸和田市障害福祉計画進捗状況調べ（平成28年度実績） 資料2 障害福祉計画及び障害児福祉計画について 資料3 第5期障害福祉計画策定スケジュール 資料4-1 18歳以上アンケート調査票（案） 資料4-2 18歳未満アンケート調査票（案） 資料5 地域生活支援拠点について

【議事内容】

会長：みなさん、おはようございます。今年度第1回ですが、よろしく願いいたします。
最初に、議事録署名を岩佐委員と上野委員にお願いします。昨年度は第4次障害者計画を策定しましたが、これは障害者福祉に関する総合的な計画ですが、今年度は

第5期障害福祉計画を策定します。これは3年ごとの計画で、作ったと思うと進行管理があり、見直して作るということになります。どうぞよろしく願いいたします。それでは議事に沿って進行をしたいと思います。

事務局：議事(1) 第4期障害福祉計画の状況について、資料1に基づき説明

会長：進捗状況ということですが、何か意見がありますか。

委員：精神障害の方のご利用が少し増えてきてよかったと思います。うちの子どもの場合、身体障害重度で知的障害も最重度ですが、どちらでカウントされているのか気になります。

会長：重複障害の場合ということですね。

事務局：重複障害の方は多くいらっしゃいますが、サービスの支給決定をする際に、どちらの要素がより大きいか判断して優先順位を付けています。したがって、重複としてではなく、どちらかの判断をしてカウントしています。医療支援は、障害名でわかりますが、緑の受給者証にはそれが1、2、3、4、5というようにコード化されていて、知的と身体があると1番と2番に○がつくようになっており、システム上は1番なのか2番なのかは、判断してどちらかに実績としてカウントするようになっています。

委員：わかりました。このように一覧で見ると、身体、知的、精神障害、児童と分けられています。重度の支援を受ける時にそのように判断をしてどちらかに分けているとは思いますが、肢体不自由児父母の会の会員は、ほとんどが重度の知的、重度の身体です。どちらにも決定しているということではないですね。できれば、身体単一、知的単一、重複障害、医療ケアの必要な子どもというように分けた方が、実感を持った表になってくると思います。

会長：細かく可能であれば、種類のカウントの仕方としては、整理していただいた方がいいかもしれませんね。多分、肢体不自由で知的があるという場合、肢体不自由でカウントされるのではないですか。身体に障害のない知的障害の人は知的障害になりますよね。肢体不自由の人は、知的障害があるとしても、そういうことでもないですか。

事務局：こちらで調査させていただき、幼少期の頃は身体、知的障害どちらも同じくらいだったのが、成長とともに、肢体不自由よりも知的障害での支援の必要性が高い場合は、知的障害でカウントします。

会長：支援の必要性でということですね。今はどちらかに入れているということ。

委員：重複障害の人に対するサービスは、かなり必要だと思うので、数値化された表を見る時に、重複の人とか、医療ケアが必要な人とかに分けた方が見えてきやすいと思います。

会長：可能な範囲で工夫をされたらいいと思います。その他、いかがですか。

委員：声の広報の実績がありました。28年度が減少し、29年度もこのままいくとかな

り減少するのではないかと思います。それは声の広報を受け取る方が高齢化していることでもあります。加えて、岸和田市の施設が統廃合され、具体的にはサンアビが新福祉センターに統合されたり、そういう形で、声の広報を届ける場所がだんだん減少していることがあります。私たちとしては、視覚障害者の音声版や点字版などで情報を届けるのをどうしたらよいかを日夜考えています。今、市民センターを中心に配布していただいています。これを少し拡大して、公民館とか公共性の高い場所でお届けできないだろうか。それらの施設は視覚障害の市民の利用頻度も高いと思われ、是非ご検討いただきたい。

会 長：ありがとうございます。8ページの一番下の数字になります。平成28年度は27年度より6人減少しています。それが市民センター以外にも公民館などで広く利用できるよというお話でした。是非、ご検討いただきたいと思います。

委 員：精神障害者の利用が、計画値より実績値が非常に多くなっているサービスがありますが、その背景、理由はどこにあるのかということと、もう一点、身体、知的、精神の母数がわかれば教えてください。

事 務 局：まず、精神障害の方の利用が増えているのは、精神障害者が単純に増えているということよりも、サービスを利用する方が増えていると思われ。数値の母数というのは、手帳の所持者数ですと、第4次障害者計画の中にありますが、身体障害者が8,939人、知的障害者が1,704人、精神障害者が1,430人です。

事 務 局：精神障害のある方は、基本、サービスは手帳をお持ちの方が前提になりますが、精神障害のある方に関してのみ、手帳もしくは精神障害を持っていることが確認できる診断書、自立支援精神通院医療という、支援の必要性が確認できるものがあれば、サービスの支給決定ができます。なので、手帳の人数イコール、サービスを受けている人数ではなく、手帳の人数以上に対象者はいらっしゃいます。

会 長：身体障害、知的障害は手帳所持者数になりますが、精神障害の方は手帳よりも通院されている方の人数が多い。手帳がないけれどもサービスを利用する場合があります。利用が増えたのは、大分周知されてきたということもあるのでは。精神障害の方はこれまで福祉の対象というより、医療がメインになっていたのが、医療を受けながら、サービスを利用するということになってきています。

委 員：精神障害の方のサービス利用が増えているのは、色々ありますが、病院での患者さん同士の口コミとかもそうですが、病院の先生が患者さんから聞いて、他の人に案内する場合も増えています。つながりやすくなったことが大きいと思います。

会 長：口コミとか、医師からとか、相談事業所とか、必要な人がいつでもサービスを受けられるようにすることが大事です。その他、いかがですか。

委 員：精神障害の方が手帳を持っているのが少ない理由は何かありますか。

会 長：手帳を持っていることのメリットがあまりない。身体、知的の方は、手帳を持っていることが全て前提になりますが、精神の方は手帳がなくてもサービスを受けることができる。

委 員：それは以前から言われていますが、本人証明以外に使えないので、なかなか広が

らないかなと思います。

会 長：精神障害の方が使える範囲が狭かったり、対象外だったりしているとか、色々あります。

委 員：その問題について、どうしていくのかというのは、この協議会の趣旨ではないのですか。

会 長：そのことも含みます。

委 員：何故、手帳など取るのか。実態を調べるだけだと言って、最初の頃は反対する人も多かった。メリットがないと。ただ、駐車場がただになるとか、映画館が安くなるとか、ゼロではないのですが。交通の割引とか、高速道路のこととか、色々なことをどうするのかを考えてほしいと思います。例えば、九州の西鉄などは認めてもらっているのに、大阪は遅れていると思うので、提起したいと思います。

委 員：手帳のメリットについては、公的機関だけではなく、民間企業の協力が大きい。私鉄の割引もそうですが、企業への働きかけが今後必要かと思います。

会 長：国レベルの話、都道府県レベルの話、岸和田市として何ができるかの話、いくつか段階はあると思います。少なくとも岸和田市のレベルで対応可能なことがあるかどうか。勿論、国なり都道府県レベルの話でも働きかけるところは働きかけるということが必要ですが。その他いかがですか。ここまでは現行の計画で、これを踏まえて第5期の計画策定ということになります。では、次に計画の考え方を事務局、お願いします。

議事(2) 第5期障害福祉計画の策定について (H30～H32)

① 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

資料2に基づき、事務局説明

会 長：第5期の計画ですが、障害者総合支援法に基づく計画で、国が基本的な方向を示し、それを受けて大阪府が基本的な考え方を示し、それに基づいて市町村が策定します。この計画は何を定めないといけないかの大枠が決まっています。障害者に対するサービスをどう整備していくかですが、何かご意見はありますか。

委 員：第5期の計画策定にこれからさしかかるという大事な時期ですが、資料2の4ページにあるように、年度毎のPDCAですが、要は分析・評価をしっかり行って、次の計画に反映していくということ。大阪府の成果目標等ありますが、先程からの論議にもありましたが、障害児者の生活実態からスタートした検証をしっかりとさせていただく必要があります。我々としては、国や府の制度の誘導であったり、市町村の財源で大きく制度が左右されるという思いもあります。それはすべて否定できるものではないが、こういった議論をしっかりと反映していただきたい。一点、具体的な話でいくと、資料1にかかわって 障害者の生活の場のあり方についてですが、短期入所が平成27年度の実績が304、28年度の実績が377、188.4%ということで、非常に数字が伸びています。私どもの施設でも、短期、あるいは

長期の利用の方が非常に増えているのも、こういった数字に反映されていると思います。やはり、在宅で生活されていて、緊急の時に行き場がないケースが非常に多くあります。グループホームも施設入所支援も横ばいとなっています。行き場がないから我慢して在宅生活を送っていますが、親が倒れて行き場がない故にショートステイの利用が増加しているということです。障害の程度が中程度の方は、在宅生活を支援するサービスの一定の伸びということで、カバーできますが、行動障害等障害が重い方は在宅生活でカバーできないので、病院に緊急入院するという残念なケースが最近は見受けられるという話も聞いていますので、こういったことも踏まえて、次の数値を設定しないと、数字は設定したが実態は変わらないということでは、絵に描いた餅になりますので、そういった検証をしっかりと行っていただきたい。また、伸びることはいいことなので、その良さも反映していただきたい。そういったことから、地域移行支援、地域定着支援も進まないということですので、こういったものもリンクさせて検討し、次期の計画に反映していただきたいと思います。

会長：国・府が基本的には枠組を示しますので、全国の市町村が取り組む計画になりますので、枠組に合わせて数字を決定するところも結構多いのですが。生活実態、岸和田市の状況を踏まえた上で必要なサービスをしっかりと整備していきましょうと、そういう方向を確認しましょうということですね。

委員：当事者側から言わせていただきますと、肢体不自由児父母の会の会員さんは医療ケアが必要だったり、車イスに乗っていたり、施設側にとっては手のかかる子どもです。資料に記載されているサービスを断わられるケースが多々あります。その子どもを受け入れるには職員の数が足りないとか、施設が利用できないとか、結局利用できない。先程制度の谷間にあるという表現がありましたが、そういう子どもが会員にはたくさんいます。ですから、単純にこの数字を見て、よかったな、数字が伸びているという中には入っていません。それを知っていただきたいです。

会長：サービス利用の実績なので、サービス利用につながっていない人はカウントされていない。うちでは対応しきれませんというケースがあるという、そのことをちゃんと踏まえないといけない。単に数字だけの話ではなく、ここからこぼれ落ちている人がたくさんいるということなので、今回、制度の谷間とか狭間という言葉が出てきましたが、具体的にどういう状態の人がいるのか、明らかにして、どのように事業所が対応可能かを考えないといけない。単なる数字合わせではないということです。その他、いかがですか。

委員：発達障害についても指摘されていますが、大枠で言えば、発達障害は精神障害で対応するようになっていきます。最近では、発達障害の相談ケースが増えていて、今後もっと増えるのではないかと思っていて、日中活動支援等受け皿の拡大が必要ではないかと思います。もう一つ気になっている点が、相談に来られる方は、大体、人間関係がうまく構築できなくて引きこもりになったりする方がいらっし

やいます。発達障害の方は色々な方がいて、表面化せずによくやっつけていける人もいて、本人は困っていないが、周りが困って相談に来るケースもあり、どう対応していったらよいのか。

会長：確かに発達障害の方は実感として増えていますね。それが障害として増えているのか、社会の環境の変化の中で目立つようになったのか。目立つようになってきたこともあるかもしれない。昔でいうと「男はつらいよ」の寅さんのような人は、仕事もしていなくて、ちょっと変わった人ですが、包容力のある社会の中ではそれなりに生きていけましたが。コミュニケーションをとりましようとか、ちゃんと働きましょうとか言われると厳しい。企業でも採用の第一の要件は、コミュニケーション能力のある人です。人との関係が苦手とか集団になじみにくいということになると、障害がなくてもそれが際立つので、社会状況の変化もあるかもしれないですね。

委員：資料1の3ページの短期入所ですが、精神障害は1人、他の数字も少ない。貝塚では病院を紹介される。病院は生活する場ではないのですが、ショートステイがどこかにありますかと聞いたら、堺に行ってくれと言われた。岸和田市で1人あるのは、どこか事業所があるのかなと思うのですが。

事務局：岸和田市の事業所とは限らないです。

委員：私の家から1時間以内にはないし、紹介もされない。今日も来る時に、工事で家の前の道路のアスファルトを上げている。今は入院しているので大丈夫ですが、家にいたら完全にパニックになる。音に弱いので。そんな時にショートステイが利用できたら非常に便利。精神障害の人には必要性が多いと思いますが、精神の福祉は遅れていると思います、その解決方法を考えていただきたい。

会長：精神は元々医療の対象で、ようやく福祉として認知され始めてきたので、今のよう音がやかましくて一時的に別の場所でという時に、治療が必要ではないので病院ではないですね。でも対応する所がないので、病院にいるということがあるので、そういうことも第5期では考えていきたいと思います。端的に言えば、事業所の問題ですね。ショートステイができる事業所があるかどうか。事業所がそれをするだけの体力とか、経営が成り立つかの判断があります。事業所は基本的に経営が厳しくなっている。福祉にお金をかけない国なので。共生社会で乗り切らましようと言っているのです。

委員：事業所という話がありましたので。施設は知的障害者の入所更生施設で、今は40名の方が生活しています。数名、精神と知的の重複障害の方が暮らしていますし、ショートステイについても重複障害の方はある程度は受け入れています。精神だけの方は、大集団での生活をご本人も否定されるので、そういう場については、新しく制度、あるいは場としても造る必要はあると、事業所としては強く思っています。専門的な支援については、高い質が求められるので、そういったことも含めた施設整備が必要と強く感じています。

会長：個別の配慮が必要ですね。その方の障害特性とか、能力とか。その他、いかがで

すか。よろしいですか。では、こういう方向にしたがって、障害者の生活実態を踏まえて、計画づくりをしていきたいと思いますということで、次に資料3はスケジュールです。

議事(2) 第5期障害福祉計画の策定について (H30～H32)

② 計画策定スケジュール

資料3に基づき、事務局説明

会 長：今は7月で、第1回ですね。次に8月、9月にアンケート調査があつて、次にその結果を踏まえて10月に第2回があり、次に12月、最終が3月に第4回ということで、合計4回という事です。何かありますか。よろしいですか。では、次に資料4-1、4-2について説明をお願いします。

議事(2) 第5期障害福祉計画の策定について (H30～H32)

③ アンケート (案)

資料4-1、資料4-2に基づき、事務局説明

会 長：ご意見等ありますか。

委 員：将来の暮らしについての項目です。将来の暮らしを展望して、どのような暮らし方の支援が必要かというのは必要かと思いますが、今の暮らしに行き詰って困っている。相談先がなかったり、あつても解決しないとか。そういった潜在的な生活実態が非常に多くあると思うので、今の暮らしと将来の暮らしの2つの項目をきちんと分けて状況を把握することが必要ではないかと思います。

会 長：7ページですね。将来どのように暮らしたいですか。現在、どこで暮らしていますかというのはありますか。

委 員：将来どういう風に暮らしたいと回答する人は、現在あまり困っていない方というイメージ。実際には、今困っている人、でも相談する所もわからなくて、ショートステイもいっぱい、でもこういうことで困っているという人がいますので、そこは非常に大事ではないかということです。

会 長：普段の暮らしは4ページからあるので、トータルで見ていかないと仕方がないですね。普段の暮らしの中でこのように答えた方が、こっちではこう答えたというように、クロス集計をしながらチェックをするということになりますね。

委 員：項目にはこだわりませんが。

会 長：今、何がどう困っているのか、はっきりわかるようにということ。普段の暮らしで困っていることを聞く項目はないですか。

事務局：それはないです。

会 長：状況的なことは聞いていますが、そもそも今、どういうことで困っているのか。

事務局：自由記述欄はあります。

委員：自由記述だと集計しにくいと思います。

会長：とにかく、今どんなことで困っているかを聞く項目を入れるようにしたらどうですか。

副会長：項目としては、いくつかあります。総合的にどうとるかは、分析のところで、あるいは自由記述で深めていかないと、あまり細かく聞くと、答える方が大変になるのではと思います。そのへんはテクニカルに対応していく形で考えればいいのかなどは考えます。書く身になって考えた時に、トータルでとらえられるようであれば、あまり項目を増やさないようにした方がよいのでは。集計する時に、そのへんも反映していただければと思います。

委員：放課後のタイムケア事業のアンケートを作った時に、困っている私たちが作ると項目が多くても全然苦にならない。切実ですから。それと自由記述もいっぱい書きましたが、困っていることと、タイムケア事業なら私はこういうことがしたいという母親の気持ちも入ったし、子どもの将来も書けたということで。アンケートは困っている人の家に届いた場合、長くても苦にならないです。よう家に届いたということで、一生懸命記入すると思います。だから実態がわかるようなものにしてほしいと思います。

委員：資料4-1、問25で将来どのように暮らしたいと思いますか、と言っているところに、1・2と答えたら問21へ、3・4・5と答えたら問23へと、次に進まないといけないのが、後ろに戻るようになっています。

会長：これはミスですね。問21へというのは問26で、問23へというのは問28ですね。

事務局：修正します。

委員：普通のアンケートですと、こちらの方はこちらへというように、矢印になっていますね。

会長：問29に矢印がありますが、こういうのがあるとわかりやすいですね。その他、いかがですか。

委員：これはランダムで抽出ということでよろしいですか。どの家庭に届くかわからないということですね。そうしたら、資料4-1の4ページの間16に「5 その他」となっていますが、私は身体障害者の重度ですが、5番に「在宅勤務」を入れることは可能ですか。というのは、我々障害者が地域で暮らせる社会ということですが、色々なハンディキャップを持っています。色々な方がいらっしゃいます。私も障害になる前に、会社を経営していたので、はっきり申し上げますが、失礼な言葉になったら申し訳ないのですが、会社を経営する立場から言うと、障害者は雇にくい。でも今、自分が障害者になって、なんて冷たい社会かな、なんて暮らしにくいのかなと思っています。けれども企業である以上、利益の追求があるので、ある意味、仕方がない。これはずっと平行線をたどると思う。国の方も徐々に動いてもらっていますが、岸和田市も自分たちの給料を上げるばかりではなく、条例制定というか、障害者の雇用に前向きな企業に対して何らかのメリットを考えていただけたら、我々障害者も社会進出しやすいのかなという意見です。

- 委員：広報紙の下の欄に、障害者雇用をしている企業の広告料は無料で出すとか、そういうメリット。障害者雇用を罰金払ってしていない企業もあります、障害者雇用をしている企業には市として支援していただきたいと思います。
- 会長：確かに配慮がまだまだない社会かもしれませんが、障害者差別解消法もできましたし、障害を理由に差別をしないと、合理的配慮とか、結構画期的な内容になっていますので、あれをどう実効性を持たせていくかが課題だと思います。問16の5に在宅勤務の選択肢を入れて、6をその他にする方がいいですね。
- 事務局：自営業とは違うのですか。
- 委員：全く違います。普通はタイムカードを押して、会社に束縛されますが、見なし勤務といって、8時から5時まで勤務したものと見なすということです。私も会社からCSVでデータが流れてきますので、それをエクセルに変換して会社に送り返すということをしています。今後ITというものを、岸和田市さんはもっと普及させていく努力が絶対必要だと思います。障害者というスポットだけではなく、IT、ICPというのは絶対、必需品なので、もっと本腰を入れて普及していただけたらと切実に思います。
- 事務局：内容は重々理解できましたが、2番に当てはまるものではないですか。
- 委員：2番を障害者の在宅勤務ということにさせていただいてもいいとは思いますが。要するに、在宅勤務という勤務形態があることを、ここに文言を入れることにより周知する効果も期待できるのではないですか。これでは全くわからない。在宅勤務という働き方があることを皆さんに知っていただきたい。
- 会長：並びでいうと、3番ですかね。もっと言えば、正社員かそうでないか、出勤しているけど短時間とか、週3日でいいとか、在宅でもOKとか。勤務形態は結構、多様ですよ。今のお話ですと、在宅勤務という表現がある方がいいのではないかといいことですね。並び等工夫していただけますか。その他いかがですか。
- 委員：先程、精神障害者の福祉手帳と自立支援の人がいるということでしたが、この調査では自立支援の人は除かれるのですか。
- 会長：精神障害の方は、手帳所持者のみですか。自立支援医療の対象の方は。
- 事務局：手帳のみです。
- 委員：手帳を持つメリットがないということで、自立支援医療だけの方がおられるのならどうかと思ったのですが。
- 会長：今までは精神障害の方は手帳所持者からランダムに抽出していたんですね。
- 事務局：検討させてください。
- 会長：お願いします。その他、いかがですか。
- 副会長：資料4-2で、4ページの教育のところですが、問17の「6 小学校」にも、普通学級と通級制度と支援学級の3つある。発達障害支援法の関係で、そのへんをもう少し細かく設定していただくのと、7番目の支援学校も訪問教育が増えています。ですので、通学と訪問とどちらにいらっしゃるのかを聞くようにしていただけたら、実態としてはつかみやすいと思います。あと難病の方が対象になってい

ますが、難病の方には調査はいかないですか。

事務局：難病の方で、手帳を持っている方は対象になります。

会長：把握が難しいですか。

事務局：手帳を持っていないかたの把握は難しい。

会長：その他、いかがですか。

副会長：サンプル数2,500ということですが、障害児の人数はどのくらいですか。

事務局：含めて2,500です。

副会長：無作為に抽出しますが、回収率でいくと、高齢者は返送してくれる人が多いので、回答がその層に引っ張られるので、65歳以上は10%にするとか、より正確に把握するためには、年代の工夫をする必要があると思います。

会長：その他、いかがですか。

委員：問6で身体障害者手帳を持っていないという選択肢がありますが、なんで持っていないのか把握する必要はないのでしょうか。

事務局：身体障害者手帳を持っていなくても、療育手帳を持っている人がいますので。調査の対象は何らかの手帳を持っている方になります。

会長：これは手帳を持っている方に送ります。必ず何かの手帳を持っている方です。その持っている手帳の何かを聞いているということです。その他、いかがですか。

委員：前回の最後に説明できなかった、コンディショニングについて準備していただいているので、よろしければ目を通していただきたい。

会長：では、終了の時に配っていただきますか。その他、いかがですか。よろしいですか。色々意見がありました。事務局で調整いただきまして。これ以外にお気づきの点は、直接ご意見をいただきますか。来週の金曜日を目途に、お気づきの点がありましたら、事務局に直接ご連絡をお願いいたします。それを踏まえて調整をさせていただきます。

事務局：8月には送りたいです。

委員：アンケートを送られた所に、一言、皆さんのご意見を市政に反映しますよということを書き書いていただくと、回収率も上がると思います。

会長：表書きのところですか。あなたの意見が市政に反映しますとかあると、真剣に書いていただける。それを明記していただけますかね。では次の議事の3点目、地域生活支援拠点について、事務局より説明をお願いします。

議事(3) 地域生活支援拠点について、 資料5に基づき、事務局説明

会長：5月12日ということですので、1か月前ですね。説明会があったということですが、何かご意見等がありますか。

委員：何時実現するのですか。窓口はどこになるのですか。窓口ではショートステイの

空き状況などを把握していないと、機能を十分に果たせないと思います。また、24時間対応が求められると思います。それらの予算確保はできるのですか。

事務局：目標は平成32年度を考えています。第4期障害福祉計画で整備するように言われていましたが、全国的に整備が進んでいない状況があり、国から第5期でというように期限が延期されました。それが32年度末です。32年度には整備されているようにするという事を考えています。窓口については、それを含めてどうしていくのか。予算等も必要に応じて市がどれだけ付けるべきか。それらを合わせワーキングの場で協議していきたいと思ひまして、説明会で概要とワーキングの開催意向をお伝えさせていただきました。まだ何も決まっていない状態です。

会長：第5期の計画は来年度から32年度の3年間なので、第5期中に整備するという事。第5期計画に記載することになります。他にいかがですか。

委員：この会議が始まって、昨年度の最初、ポッチャの提案をさせていただいたのですが、その後何も活動していなくて、提案もなく、申し訳なく思っています。立ちあがってすぐに指導できるようにと、ファインプラザの練習会に参加していました。すごい盛り上がりで、2020年のパラリンピックに行くぞという気持ちがありました。ですから、障害者にスポーツの機会を持たせていただきたい。どうかポッチャを市で応援していただくわけにはいかないでしょうか。

会長：まずは周知ですね。どこでどういう活動をされているか、ご存知ないでしょうか。まずは広く市民の皆様を知っていただくことが必要かと思ひます。障害のあるなしにかかわらず、スポーツに参加したい方が、スポーツをできることが重要ですので。啓発と普及を進めていただきたい。もし、必要な活動上の支援があれば、それはまた。地域生活支援拠点についてですが、何かございますか。

副会長：財政等状況が厳しい中、昨今の障害福祉サービスは事業者数が増えるのはありがたいですが、質が問われてきています。放課後デイもそうですが、就労継続支援A型、相談支援など、こういう言い方が妥当かどうかわかりませんが、金儲けの手段というようなビジネスの取組だけで障害福祉サービスが成り立つというのはいかななものかと思ひます。やはり事業者のお力もお借りして、地域の方のお力も合わせていただき、もれ落ちがないようなサービスのネットワークを築いていけるか、今後、ワーキングを発足して、よりネットワークを充実させて面的整備を強化することによって、もれ落ちることがないように、先程ありましたが、我慢して我慢して、気がついたら親が80歳、子が50歳になって施設。そうになると、とても深刻。地域で問題が起こっているのですから、早く発見して、手立てが講じられるような、そういうネットワークをめざしたいと考えていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会長：これは2パターンあるのですね。多機能拠点整備型と機能集約というもの。面的整備は市内の事業所が協力して、機能を分担するというもの。岸和田市がめざすのは面的整備のほうですので、32年度まで待たなくても、調整して対応できたら迅速にいけますよね。調整していく分には、調整できるところからスタートでき

るのではないのでしょうか。ワーキングで協議しながら、実現可能なところから段階的に進めていくことが必要だと思います。

事務局：本日はありがとうございました。

次回は10月開催予定です。